

自治基本条例で検討すべき課題についての学識者意見

共通事項・作成委員会の検討項目

条例素案または条例案要綱くらいまで仕上げるといふ合意が必要ではないか。

川崎市民が提案するのだから、少なくともこれまでの基本条例・基本条例案の水準を視野に入れて、できればそれを超えるものをつくるという意気込みが必要ではないか。

条例の構成(章立て)について議論する必要があるのではないか。

全体を通じる理念とともに、理念を実現する基本原則が必要ではないか。

Ex. 情報共有の原則

参加・参画の保障

パートナーシップの推進

親切・誠実に行動する責任

身近なコミュニティによるまちづくり

新しい社会的価値の創造、社会的課題への市民の応答などを規定すべきではないか。

Ex. 地球環境と川崎市 平和的生存権 世界の人々との連帯

公益通報制度(職員の内部告発) 口利き斡旋の排除

「先生」と呼ばない議員

「川崎らしさ」をどのように規定するのか。

東京と横浜に挟まれた一体性の危機?

無理矢理つなごうとする縦貫道路・縦貫地下鉄という人為的施策の評価

歴史への回顧 過去への反省と評価

将来への展望

普遍性と固有性

極度に固有性を出そうとすると、排外的・選民意識的自治イメージになる?

極度に普遍的だと、基本条例で書く意味がない

他の自治体に対していかなるメッセージを発するつもりか?

基本条例の最高規範性を確保する方策は何か?

グループ1 市民自治グループの検討項目

「市民が主役」になるための具体的な提案が必要ではないか。

「市民が“自ら治める”」ことの具体的なシステムの規定が必要ではないか。

「協働」とは誰と誰のいかなる関係か。条例で規定できるか。「協働事業」。

市民・議会・行政のそれぞれの責務を明確に規定する必要があるのではないか。

市民と事業者との位置関係をどのように規定するのか。

市民の義務とは何か。条例でどのように規定するのか。

「市民間の合意形成のあり方」についてどのように規定するのか。また具体的にどんなことが考えられるか。

「市民」の定義をどのように規定するのか。

「人一般」「市民」「様々な人間のカテゴリー」を書き分けるか?

特に、在住外国人、子供、昼間住民、他の自治体の住民、マイノリティ

消費者、主権者、主人公、公務労働者、協働者、顧客、納税者などの多様な顔

企業・非営利団体は「市民」か?、団体が個人を抑圧することはないか?

大都市と自治 そもそも川崎市で自治は可能か?

権利をどのように規定するか。

「権利」ではなく「権理」と書いたらどうか?

権利カタログを規定するか?

権利に合わせて義務を基本条例に書くという考え方があるが、それでよいのか?

義務を負うと言う形でしか公共性を表現できないとすれば貧しい
権利とは、自己利益・非公共的なものなのか？
権利はいかなる義務を伴うのか？
市民が義務を負う場合、誰に対して負うのか？
市民は行政に対して義務を負うのか？
義務は個別条例に規定すべきものではないか？
基本条例に書かれた権利は、直接的に救済できないか？
市民活動についてどのように規定するのか。
参加と協働の定義をどうするか？
包摂・翼賛・動員にならないための方策は？
市民活動における個人と集団の関係？
そもそも、基本条例に「市民活動」を規定すべきか？
市民の自主性に委ねるべき領域ではないのか？
それを条例で規定するのは、書きすぎではないのか？

グループ2 議会・行政グループの検討項目

議会「市民の声に耳を傾け」 市民提案制度とか仕組みを規定することができるか。
議会の説明責任（訓辞にとどまるか）をどのように規定するか。
議会「市民に開かれたわかりやすい議会運営」とは何か。どのように規定するか。
議員は「生活者としての視点とともに全市的な視点」とは何か。どのように規定するか。
現行法制に捕らわれて考えるべきではないのではないか。
理想の自治体政府とはなにか
現行法制で出来ないものは、法改正を要求すればよい？
議会の強化方策をどのように考えるか。また規定することができるのか。
議会とは別に、議員の役割・機能・責任を書けないか
政党をどう規定するか？
審議会・審査会の設置の考え方をどのように規定するか。
監査委員の機能強化等についてどのように規定するか。
外郭団体の位置づけについてどのように規定するか。
職員・公務員制度の構築についてどのように規定するか。
外部委託化の進行をどう見るか。この原則等を規定する必要があるか。

グループ3 コミュニティ・区グループの検討項目

コミュニティへの言及をどのようにし、具体的に何を規定するのか。義務・意義・支援・参加。
コミュニティを基本条例でどのように規定すべきか？
市民個人を主体に書けるか？
例)個人は自由にコミュニティを形成する権利がある
個人とは別個のコミュニティがあるのか？コミュニティと個人の関係は？
マイノリティのコミュニティをどう位置づけるか
コミュニティ相互間の調整は？
各種の法制的コミュニティの位置づけをどのように考えるか。また条例に規定すべきか。
区画整理組合、再開発組合、土地改良区、管理組合、TMO
区の仕組についてどのように規定するか
区役所とは何か？
区を、行政的自治に留まらず、政治的自治の場とするか？

例)区議会、区民協議会、区選出議員の集会、市議会の各区別委員会
例)区長の政治職化、区長準公選、区長選任に区選出議員の同意
区と全市の意見調整の仕組みを設けることはできるか？
区の全市への意見反映の仕組みは？
各種施設の位置づけを規定する必要があるか。(コミュニティ施設など)

グループ4 制度・しくみグループの検討項目

現に川崎市で持っている制度装置は基本条例に再掲すべきではないか。

情報公開・オンブズマンなど 発展のための方策を規定すべき
今後制度化を求めるべき制度装置を「頭出し」すべきではないか。

住民投票(市民投票・区民投票)

公益通報保護

財政運営の仕組み

総合計画など各種計画の位置づけと策定手続をどのように規定するか。

基本条例で定めた権利の救済の仕組みをどのように規定するか。